

当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、マリオス7階に総合相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

Q 当社は製造業を営んでいますが、新製品開発・販売のため、他の中小企業と連携する計画です。その際、既存事業と区分するために、共同出資をして新たに株式会社等設立することを検討しています。今年、新たに「有限責任事業組合」という制度が創設されたということですが、選択肢の一つとしたいと思いますので、簡単に説明してください。

有限責任事業組合(LLP)の特徴

1. 「有限責任事業組合」は、企業や個人が各々の能力を提供し、共同で事業を行う新しい形態の組織体です。民法組合の特例として、「有限責任事業組合契約に関する法律」によって制度化されました。通称をLLP(Limited Liability Partnership: リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)といっています。
2. 具体的には、組合員全員が「有限責任」で、「内部原則」が徹底し、「構成員課税」の適用を受けるという3つの特徴を兼ね備えた組織です。
 - ① 組合員全員が「有限責任」
組合員(出資者)全員が出資額の限度までしか事業上の責任を負いません。LLPは民法上の組合制度の特例として創設された制度ですが、民法組合の人的組織の要素を残しながら、組合員の責任を有限責任とすることで、共同事業に取り組みやすくしています。
また、有限責任制の導入に伴い、債権者保護のため、有限責任事業組合契約の登記、財務諸表の作成・開示、分配可能額を超える利益の分配の禁止などの規定が設けられています。
 - ② 「内部自治」が徹底
組合員は、利益や権限の配分を出資額の比率に拘束されずに、自由に決めることができます。また、取締役会や監査役のような機関の設置が強制されていません。ただし、重要な意思決定事項に関しては、組合員全員の一致が要求されるなどの規定があります。
 - ③ 「構成員課税」の適用
LLPで生じた損益については、LLPに課税されずに、損益の分配を受けたLLPの組合員に直接課税されます。
組合員は、LLPで利益が出た場合は二重課税されず、損失が出た場合は自らの事業の損益と通算されるという、税務上のメリットを享受できます。
3. 有限責任、内部自治、構成員課税の3つの効果によって、大企業同士、大企業と中小企業、産学連携、個人同士などの様々な共同事業が促されると見込まれます。
4. LLPは株式会社や有限会社(平成18年度からは新たに設立はできません。)とは異なり、組合であり法人格を有していないので、当然には契約主体にはならず、組合員の肩書き付き名義で、取引先等との契約を締結することになります。この場合、

契約の効果は、当該組合員のみでなくLLPの全組合員に及びます。

5. LLPの組合員は、全員が業務を執行する権利を有し、義務を負います。すなわち、組合員は何らかの形で、業務執行を行うことが必要です。そのため、投資だけを行う組合員は認められません。

具体的な活用例

LLPが活用されるのは、法人や個人が連携して行う共同事業です。具体的には、
大企業同士が連携して行う共同事業(共同研究開発、共同生産、共同物流、共同設備備約など)
中小企業同士の連携(共同研究開発、共同生産、共同販売など)
ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携(ロボット、バイオテクノロジーの研究開発など)
異業種の企業同士の共同事業(燃料電池、人工衛星の研究開発など)
産学の連携(大学発ベンチャーなど)
専門人材が行う共同事業(ソフトウェア開発、デザイン、経営コンサルティングなど)
起業家が集まり共同して行う創業
農業やまちづくり分野
などでの活用が考えられます。

設立手続き

設立手続きは、株式会社などの設立に比べて簡単です。費用は、手続きを組合員が自ら行った場合は、登録免許税が6万円必要となる程度です。

設立手順は次のようになります。

- ① 構成員(組合員)の募集
- ② 組合契約書を作成
- ③ 出資の払い込み(現物出資を含む)
- ④ 組合契約の登記

LLPと「新連携」の関係

LLPは中小企業が連携する事業体として、「中小企業新事業活動促進法」の「新連携」関連の支援を受けることが可能です。LLPの事業に関して、新連携計画の認定、経営革新計画の承認を受ける場合には、LLPの組合員が申請を行い、認定・承認を受けることができます。この認定・承認を受けた計画に基づき、LLPの各組合員が事業を行う際に、新連携対策補助金、新連携対応融資・保証制度、経営革新補助金、経営革新融資・保証制度などの支援策を受けることができます。

(注:計画承認が支援を保証するものではありません。)

お問い合わせ先

「経営相談・窓口相談」に関するお問い合わせ先

新事業支援グループ TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5480

URL <http://www.joho-iwate.or.jp/sodan> E-mail joho@joho-iwate.or.jp